

入札説明書

「平良第二庁舎跡地賃貸借（コインパーキング）」契約に係る一般競争入札については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該入札に係る条件及び仕様等について疑義がある場合は、8.（1）に定める方法により説明を求めることができる。ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1. 公告日：令和5年3月2日
2. 一般競争入札に付する事項
 - （1）件名：平良第二庁舎跡地賃貸借（コインパーキング）
 - （2）内容：仕様書の通り
 - （3）契約期間：契約締結の翌月1日から1年間
3. 競争入札に参加する者に必要な資格：次の条件を全て満たす者であること
 - （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - （2）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。（更正手続開始の決定を受けた者を除く。）
 - （3）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
 - （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の規定による暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
 - （6）市税等を滞納していないこと。
 - （7）本業務について、高い見識及び十分な業務遂行体制・能力を有し、関係者等との連絡調整等を円滑に行い、打ち合わせ等に常時参加できる体制を取れる者であること。
 - （8）沖縄県内に本店、支店又は営業所を有していること。
 - （9）その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
4. 仕様書の交付について
 - （1）交付場所：宮古島市役所ホームページ
5. 入札参加に必要な書類の提出について
 - （1）本件入札に参加しようとする者は、次の書類を、必要な書類を添えて提出期限までに提出場所へ持参しなければならない。

なお、宮古島市から入札参加資格確認申請書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

 - ア 入札参加資格確認申請書及び誓約書（別記様式1）
 - イ 応札仕様書（様式任意）：入札しようとする業務の仕様が仕様書で示した仕様適合

するものであることを証明する書類

6. 入札手続等

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所

ア 日時：令和5年3月13日（月）午前10時

イ 場所：宮古島市平良字西里1140番地 宮古島市役所2階会議室④

ウ 入札書の提出方法：直接持参

(2) 入札方法

ア 落札決定に当たっては、別紙様式第3号による入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 代理人が入札を行う場合は、別紙様式第4号による委任状を提出するほか、入札書に当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

ウ 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『「平良第二庁舎跡地賃貸借（コインパーキング）」の入札書在中』と朱書きしななければならない。

エ 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。

オ 競争入札参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を事前に提出し、資格要件審査が完了していないなければならない。

カ 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し又は取り消す。

キ 入札金額は、一切の経費を含めた額である。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載した金額をもって落札価格とする。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨

(4) 契約保証金：宮古島市契約規則（平成22年3月1日規則第4号）第26条第3項11号による。

(5) 入札の無効：宮古島市契約規則第13条に規定によるほか、郵便によりした入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は、再度の入札に参加することはできない。

(6) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ予定価格以上で最高の価格を提示した者を落札者とする。

予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。この場合の入札は、3回を限度とする。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじをひかせて落札者を決定するものとする。

(7) 契約書の作成の要否：要

7. 仕様書等に関する質問

仕様書等に質問がある場合は、質問書(様式1)により電子メールにて提出すること。なお、電子メール以外による質問は受け付けないものとする。

【受付期限】令和5年3月8日(水)12時00分必着

【提出先】後記「9 問い合わせ先」宛て

※提出の際は、担当者へ電話にて受信の確認を行うこと。

【回答】質問受付後、翌日から起算して5日以内(土日祝日除く。)に電子メールで回答する。(回答は全ての参加者に行います。)

8. 問い合わせ先

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地

宮古島市 総務部 財政課 用度管財係

TEL 0980-73-3302

E-mail: kanzai@city.miyakojima.lg.jp

※メール送信の際は、◎を@に書き換えてください。